

基盤的研究及び生物資源研究業務関係業務方法書における新旧対照表

基盤的研究及び生物資源研究業務関係業務方法書（旧）	基盤的研究及び生物資源研究業務関係業務方法書（新）
<p>独立行政法人医薬基盤研究所基盤的研究及び生物資源研究業務関係業務方法書</p> <p style="text-align: right;">（平成17年4月1日 厚生労働大臣認可）</p>	<p>独立行政法人医薬基盤研究所基盤的研究及び生物資源研究業務関係業務方法書</p> <p style="text-align: right;">（平成22年 月 日 厚生労働大臣認可）</p>
<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第4条)</p> <p>第2章 基盤的研究(第5条～第10条)</p> <p>第3章 生物資源研究(第11条～第18条)</p> <p>第4章 研究者及び技術者の養成及び資質の向上(第19条)</p> <p>第5章 研究施設等の活用(第20条)</p> <p>第6章 業務委託(第21条)</p> <p>第7章 競争入札その他契約に関する基本的事項(第22条)</p> <p>第8章 雑則(第23条～第25条)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則(第1条～第4条)</p> <p>第2章 基盤的研究(第5条～第10条)</p> <p>第3章 生物資源研究(第11条～第18条)</p> <p>第4章 研究者及び技術者の養成及び資質の向上(第19条)</p> <p>第5章 研究施設等の活用(第20条)</p> <p>第6章 業務委託(第21条)</p> <p>第7章 競争入札その他契約に関する基本的事項(第22条)</p> <p>第8章 雑則(第23条～第25条)</p> <p>附則</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>
<p>(定義)</p> <p>第4条 この業務方法書において使用する用語は、研究所法並びに研究所法に基づいて規定された政令及び省令において使用する用語の例によるほか、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 この業務方法書において「基盤的研究」とは、医薬品及び医療機器等の開発に資することとなる共通的な技術の開発を目的とした業務をいう。</p> <p>二 この業務方法書において「生物資源研究」とは、医薬品等の開発に係る各種の試験研究を行うに当たって必要となるヒト等の培養細胞及び遺伝子、薬用植物、実験用の霊長類及び小動物の開発、収集、保存、維持、品質管理、国内外の研究機関等（以下「研究機関等」という。）への安定的な供給並びにこれらに関連する研究を行うことにより、階層横断的な支援体制を確立することを目的とした業務をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第4条 この業務方法書において使用する用語は、研究所法並びに研究所法に基づいて規定された政令及び省令において使用する用語の例によるほか、次の各号のとおりとする。</p> <p>一 この業務方法書において「基盤的研究」とは、医薬品及び医療機器等の開発に資することとなる共通的な技術の開発を目的とした業務をいう。</p> <p>二 この業務方法書において「生物資源研究」とは、医薬品等の開発に係る各種の試験研究を行うに当たって必要となるヒト等の培養細胞及び遺伝子、<u>血液、組織等</u>、薬用植物、実験用の霊長類及び小動物の開発、収集、保存、維持、品質管理、国内外の研究機関等（以下「研究機関等」という。）への安定的な供給並びにこれらに関連する研究を行うことにより、階層横断的な支援体制を確立することを目的とした業務をいう。</p>

(略)

(生物資源の開発)

第14条 研究所は、遺伝子、培養細胞、実験用小動物、霊長類及び薬用植物の多様な資源の確保を基盤とし、各々の連携による生物資源の開発を行うものとする。

(略)

(略)

(生物資源の開発)

第14条 研究所は、遺伝子、培養細胞、血液、組織等、実験用小動物、霊長類及び薬用植物の多様な資源の確保を基盤とし、各々の連携による生物資源の開発を行うものとする。

(略)

附 則

この業務方法書の改正は、厚生労働大臣が認可した日から施行し、平成22年 月 日から適用する。